

川越町国民保護計画に関する意見募集

提出期限：平成18年7月31日(月)

国民保護法等の関係資料は
役場1階フロアや町ホームページでご覧いただけます

本年度中に計画を策定予定です

平成16年6月、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が成立しました。国民保護法は、テロ、ゲリラ等の日本に対する武力攻撃等に備え、国と国民の安全を保つことを目的としています。また、国民保護法では県や市町村に対し、国民の救援や避難などに関する事項を規定するための国民保護計画の策定を義務づけています。このことから、当町でも、既に策定されました三重県国民保護計画に基づき、本年度中に町の国民保護計画を策定する予定です。

そこで、川越町国民保護計画につきまして、みなさんのご意見をお寄せいただき、この計画の参考とさせていただきます。どのようなご意見でも結構ですので、お待ちしております。

ご意見は役場総務課まで

■提出期限 平成18年7月31日(月)

■提出方法 記載様式は自由ですが、ページ下の用紙を切り取ってご使用いただいても結構です。提出していただいたご意見等について、照会させていただきます場合がありますので、ご提出いただく際は、住所、氏名、年齢、性別をご記入ください。次の提出先まで郵送、ファックス、電子メールのいずれかでご提出ください。



(切り取り)

～川越町国民保護計画に関するご意見～

■氏名 _____

■住所 〒 _____

■年齢 _____ 歳

■性別 (男・女) _____

※ご記入いただいた個人情報は、適切な管理を行い、第三者に開示することはありません。

■提出先 〒510-8588 川越町豊田一色405 川越町役場総務部総務課

TEL 366-7113
FAX 365-5380

E-mail info@townkawagoe.nie.jp
URL http://www.townkawagoe.nie.jp

国民年金保険料の免除制度が変わります



国民年金の保険料は月額13,860円(平成18年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除又は一部納付(一部免除)制度をご利用できます。

■保険料の免除制度は、

- ・「全額免除制度」…保険料の全額が免除
- ・「半額納付制度」…保険料の2分の1を納付(残りの2分の1が免除)

の2種類でしたが、

平成18年7月から

- ・「4分の1納付制度」…保険料の4分の1を納付(残りの4分の3が免除)
 - ・「4分の3納付制度」…保険料の4分の3を納付(残りの4分の1が免除)
- の2種類があらたに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

平成18年6月まで

- 全額免除
- 半額納付

平成18年7月から

- 全額免除
- 4分の1納付
- 半額納付
- 4分の3納付

■一部納付する場合の月々の保険料額(平成18年度)

4分の1納付	3,470円
半額納付	6,930円
4分の3納付	10,400円



納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

■このほかにも…

- ・「若年者納付猶予制度」…30歳未満の方の保険料納付が猶予
- ・「学生納付特例制度」…学生の方の保険料納付が猶予
- ・「法定免除」…障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除などもあります。

■免除された保険料等の追納について

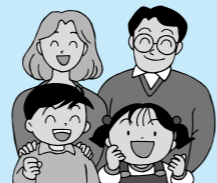
免除又は猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくなならないよう、10年以内に納付することができます。この場合、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた一定の加算額が加わります。



問い合わせ 町民環境課 TEL 366-7115

夏休み

親子料理教室



主催：川越町ヘルスメイト

とき 8月2日(水)午前9時30分～午後1時まで

ところ いきいきセンター3階栄養指導室

対象 小学1～6年生の親子

申込・締切 7月24日(月)までに健康管理センター(TEL 365-1399)へお申し込み下さい

参加費 1組500円(2人分) ※兄弟で参加の場合は一人プラス250円となります

持ち物 参加費・エプロン・三角巾・スリッパ

問い合わせ 健康管理センター TEL 365-1399